

- 1 開催日時 令和7年12月23日(火) 14:00～16:00
- 2 開催場所 静岡市役所清水庁舎 3階 第1会議室
- 3 出席者 <出席委員>望月俊昭委員長、望月英夫委員、荒委員
井関委員、杉原委員、中村委員、石田委員
<事務局> 児童生徒支援課児玉課長補佐、大塩学事係長
野毛主任主事
学校教育課 片岡主査
特別支援教育センター 柴田指導主事
<欠席委員>杉山委員、告井委員、大石委員

4 議 事

<1 審議事項>

- (1) 特別支援学級新設に伴う通学区域の変更について
- (2) 学びの多様化学校設置に伴う通学区域の設定について

5 会議内容要約

【開会】

【開会の挨拶】

【議事】

(望月俊昭 委員長)

それでは、令和7年度第3回静岡市立小学校及び中学校通学区域審議会の議事に入らせていただきます。

本日の会議録著名人につきましては、私の他に1名の委員にお願いすることになります。荒委員にお願いしたいと思いますが、荒委員、いかがでしょうか。

(荒 委員)

はい。よろしくお願ひいたします。

(望月 委員長)

よろしくお願ひいたします。

それでは審議事項に入らせていただきます。審議事項「特別支援学級新設に伴う通学

区域の変更」及び、「学びの多様化学校設置に伴う通学区域の設定」について、教育委員会からの「諮問事項」がありますので、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

はい。諮問書をお配りします。少々お待ちください。

静岡市教育委員会は、令和7年12月19日付け07静教教児第2348号により、静岡市立小学校及び中学校通学区域審議会様に、別紙のとおり変更することが適当であるか諮問します。

1点目としまして、「知的障害特別支援学級の通学区域の変更について」。理由としましては、令和8年度知的障害特別支援学級の新設に伴い、特別支援学級の通学区域について変更があるため。

2点目としまして、「自閉症・情緒障害特別支援学級の通学区域の変更について」。理由としましては、令和8年度自閉症・情緒障害特別支援学級の新設に伴い、特別支援学級の通学区域について変更があるため。

3点目としまして、「学びの多様化学校の通学区域の設定について」。理由としましては、令和8年度学びの多様化学校の新設に伴い、学びの多様化学校の通学区域の設定があるためとしております。

各項目の詳細につきましては、2枚目の別紙に記載のとおり、3枚目からは、特別支援学級を新設する各地区の通学区域の変更を、新旧で表した「通学区域図 新旧対照」を添付しております。

諮問書の説明は以上でございます。

(望月 委員長)

ありがとうございました。それでは、「特別支援学級新設に伴う通学区域の変更」及び、「学びの多様化学校設置に伴う通学区域の設定」について、事務局より説明をお願いいたします。

(事務局)

はい。初めに、特別支援学級の新設に伴う通学区域の変更についてご説明いたします。通学区域の変更のご審議に先立ちまして、本市の特別支援学級について、ご説明いたします。まず特別支援学級の現状ですが、第1回の通学区域審議会の際にお渡ししました基礎資料10ページ、一番下にあります表の記載のとおり、令和7年5月1日現在で、小学校に221学級を設置しております。知的障害特別支援学級に494人、自閉症・情緒障害特別支援学級に731人が在籍しています。また基礎資料12ページの一番下の表に記載のとおり、中学校には104学級を設置しており、知的障害特別支援学級に269人、自閉症・情緒障害特別支援学級に273人が在籍しています。

特別支援学級の学級編成につきましては、資料10ページをご覧ください。「4学級編制について」の通り、1学級8人でございます。また、令和7年度の特別支援学級の

設置状況については配布資料の11～16ページをご覧ください。なお、網掛がしてある箇所が今回、ご審議をお願いしたい地区になります。

特別支援学級の新設につきましては、児童・生徒の保護者様からの設置要望を受けて、要望を受けた学校と、特別支援教育センターと十分な情報共有を行い、教育局の関係各課と検討した後、新設が決まります。新設にあたっては、複数の児童・生徒が共に学ぶ学習環境を重視し、2人以上在籍することを原則としております。

令和8年度につきましては、知的障害特別支援学級が小学校1校、自閉症・情緒障害特別支援学級が小学校5校に、新設予定でございます。

特別支援学級が新設されますと、その学級に通う児童・生徒の通学区域を変更する必要がありますので、今回この審議会を通学区域の変更案について、ご審議いただきたく、よろしく願いいたします。

それでは、先ほどお配りしました、お手元の資料「＜審議事項＞特別支援学級新設に伴う通学区域の変更について」をご覧ください。特別支援学級の新設予定校とともに、通学区域をご確認いただきたいと思います。

まず知的障害特別支援学級の新設について、ご説明いたします。資料8ページの1の(1)をご覧ください。今回、清水三保第一小学校に新設されますので、清水三保第一小学校及び、清水三保第二小学校の知的障害特別支援学級の通学区域を変更します。

清水三保第一小学校の知的障害特別支援学級には、2名の児童が入級予定でございます。清水三保第一小学校区に居住する児童の通学時にかかる負担を軽減することになり、教室としてのスペースもありますので、清水三保第一小学校に知的障害特別支援学級を新設するものであります。

続いて、自閉症・情緒障害特別支援学級の新設について、ご説明いたします。資料8ページの2の(1)をご覧ください。番町小学校に自閉症・情緒障害特別支援学級が新設されますので、番町小学校及び、新通小学校の自閉症・情緒障害特別支援学級の通学区域を変更します。

番町小学校の自閉症・情緒障害特別支援学級には、4名の児童が入級予定でございます。番町小学校区に居住する児童の通学時にかかる負担を軽減することになり、教室としてのスペースもありますので、番町小学校に自閉症・情緒障害特別支援学級を新設するものであります。

次に、8ページの2の(2)をご覧ください。安西小学校に自閉症・情緒障害特別支援学級が新設されますので、安西小学校及び、井宮小学校の自閉症・情緒特別支援学級の通学区域を変更します。

安西小学校の自閉症・情緒障害特別支援学級には、3名の児童が入級予定でございます。安西小学校区に居住する児童の通学時にかかる負担を軽減することになり、教室としてのスペースもありますので、安西小学校に自閉症・情緒障害特別支援学級を新設するものであります。

次に、資料8ページの2の(3)をご覧ください。服織西小学校に自閉症・情緒障害特別支援学級が新設されますので、服織小学校及び、服織西小学校の自閉症・情緒障害

特別支援学級の通学区域を変更します。

服織西小学校の自閉症・情緒障害特別支援学級には、2名の児童が入級予定でございます。服織西小学校区、中藁科小学校区及び、大川小学校区に居住する児童の通学時にかかる負担を軽減することになり、教室としてのスペースもありますので、服織西小学校に自閉症・情緒障害特別支援学級を新設するものであります。

次に、資料9ページの2の(4)をご覧ください。清水袖師小学校に自閉症・情緒障害特別支援学級が新設されますので、清水辻小学校及び、清水袖師小学校の自閉症・情緒障害特別支援学級の通学区域を変更します。

清水袖師小学校の自閉症・情緒障害特別支援学級には、2名の児童が入級予定でございます。清水袖師小学校区及び、清水庵原小学校区に居住する児童の通学時にかかる負担を軽減することになり、教室としてのスペースもありますので、清水袖師小学校に自閉症・情緒障害特別支援学級を新設するものであります。

次に、資料9ページの2の(5)をご覧ください。清水小学校に自閉症・情緒障害特別支援学級が新設されますので、清水小学校及び、清水不二見小学校の自閉症・情緒障害特別支援学級の通学区域を変更します。

清水小学校の自閉症・情緒障害特別支援学級には、2名の児童が入級予定でございます。清水小学校区に居住する児童の通学時にかかる負担を軽減することになり、教室としてのスペースもありますので、清水小学校に自閉症・情緒障害特別支援学級を新設するものであります。

なお、配慮措置として、今回新設される特別支援学級の通学区域に居住する方で、既設の特別支援学級に在学中の方については、現在在学している学校に引き続き在学するか、新たに指定になった学校に転校するか、「確認書」の提出をいただき、希望する学校に就学できるようにいたします。

特別支援学級の新設に伴う通学区域の変更についての説明は以上でございます。

続いて、前回、10月20日開催の第2回通学区域審議会の中でも予告をさせていただきましたが、学びの多様化学校の新設に伴う通学区域の設定について、ご説明いたします。

資料9ページの3の(1)をご覧ください。学びの多様化学校とは、名前が変わる前は「不登校特例校」と呼ばれていたもので、教育機会確保法第10条、学校教育法施行規則第56条及び文科省不登校支援「COCOLOプラン」に基づき、不登校の児童生徒が通いやすいよう特別に教育課程を編成した学校を指します。

静岡市は、「通常の学校生活に不応適を起し、不登校となっている児童生徒に対して、適切な指導のもとにその心理的な不安等の改善に努め、社会的な自立を支援することを目的として設置する」ものとして、令和8年4月から、新通小学校の空き教室に、末広中学校の分教室として「学びの多様化学校」の設置を予定しています。

末広中学校分教室の設置後は、「静岡市内に住所を有し、静岡市立中学校に在籍する生徒すべて」が末広中学校分教室への入室申請可能となります。学びの多様化学校の設置は、県内初となるものです。

「学びの多様化学校」の新設に伴い、通学区域の設定が必要となるため、ご審議をお願いするものです。

なお、「学びの多様化学校」の設置は、静岡市で初めてで、今回設置するのは末広中学校の1校のみとなります。このため、市内全域の標準指定学校を対象に、末広中学校を指定学校として指定する形となります。

説明は以上となります。ご審議をお願いいたします。

(望月 委員長)

ありがとうございました。諮問書を見ていただくと今回1・2・3と諮問がありますが、1と2については特別支援学級の新設に伴う通学区域の変更になりますので、まとめて意見を伺いたいと思います。3の学びの多様化学校については性質が異なりますので別にして、大きな柱2点として皆様にご意見を伺いたいと思います。

特別支援学級に関しては、一つの学校に一つの支援学級の学区があるわけではなく、複数の学区を一つの特別支援学級が対応しているケースがあります。今回特別支援学級の新設に伴い学区が分けられていくという流れになると思います。

配られました諮問書の後半には学区の地図も図示されているため、地図を見ると学区のイメージが付きやすいと思います。学区の地図を参考にしながら、皆様の意見を頂戴したいと思います。いかがでしょうか。

(井関 委員)

はい。本校で考えたときに小学校と中学校で小学校には自閉症・情緒障害特別支援学級が無かったのですが、中学校には自情学級と知的学級の両方の学級があったため、今まで同じ学区の小学校の子どもは隣の中学校の学区に通わなければならなくなり、ねじれが起きてしまっていました。中学校には特別支援学級があるのに小学校には無いため、隣の学区に行く。今回、特別支援学級が増えることで、このねじれが少しでも解消されることは良いことであり、地域の子どもが地域の学校に行くことが望ましいことだと思います。

(望月 委員長)

ありがとうございます。井関委員は清水第三中学校の校長先生でいらっしゃいますので、清水小の子どもが清水第三中へ上がってこられるという、小中一貫という視点からとても子どもにとっても地域にとっても有益ではないかというご意見だったと思います。他の方はどうでしょうか。

(杉原 委員)

はい。井関委員がおっしゃっていただいたことが、以前勤めていた学校でもありました。現在、安倍口小に勤めていますが、美和中には現在自情級が無いため、橋を越えて違う学区の籠上中に通わなければいけないという現状があります。どの学校にも自情級

と知的学級があるのが一番望ましいとは思いますが、今回通学の負担を考えて新しく特別支援学級が新設されることは子どものためにも良いことだと思います。

(望月 委員長)

ありがとうございます。子どもにとって近くの学校に通うことが、通学の負担を考えると一番望ましいという意見だったと思います。

そういう視点から、庵原小学区は、非常に広い学区のため、今までは辻小学校にしか特別支援学級が無く、距離が遠かったのですが袖師小学校に特別支援学級ができることでバス路線を考えると非常に通いやすくなると思いました。

反対に、特別支援学級が新設されることで通学距離が長くなるケースはありますでしょうか。

(中村 委員)

服織小と服織西小は基本服織中に進学するため、今回影響はないと思いますが、南藁科小の子どもについても服織中学校に進学します。南藁科小に特別支援学級が無い場合は他の小学校に通わなければならなくなり、通学の負担が大きくなるのではないかと思います。

(望月 委員長)

南藁科小学校には特別支援学級の子どもがいるのでしょうか。

(事務局)

南藁科小学校には知的学級はありますが、自情級は現在無い状態です。

(望月 委員長)

南藁科小学校には該当する子どもがいるのでしょうか。もしいるとなると、他の小学校へ遠距離通学している可能性があるのではないかと思います。

(事務局)

もし複数名の子どもが南藁科小学校に通いたいとなると、次年度以降特別支援学級の新設を検討していきたいと思います。

(望月 委員長)

ありがとうございます。

(望月 委員)

それぞれの小学校にそれぞれの特別支援学級ができつつあるという流れは、よろしいことだと思います。

(望月 委員長)

ありがとうございます。石田委員はどうでしょうか。

(石田 委員)

今まで学校が遠く、通うのに負担がかかっていた子どもたちが、学校が近くなることで通学負担が軽減されるのは大変良いことだと思います。

(望月 委員長)

ありがとうございます。それだけきめ細やかな指導に繋がるのではないかと思います。ここで皆様の賛成が得られたということによろしいでしょうか。

続いて、学びの多様化学校設置に伴う通学区域の設置の諮問事項についていかがでしょうか。

(井関 委員)

はい。私は清水区の学校にいますが、実際不登校の子どもとその保護者が学びの多様化学校を検討したいという話が以前ありました。見学に行きたいという申し出もあり、資料も渡しましたが、実際見学するにあたって清水区からは遠いという意見が出ました。子ども一人では通うことができない点や、保護者が毎日送迎するのも難しいという意見もあり、やはり地域の学校で頑張らせたいという形になりました。県内で初めての学びの多様化学校のため、まず静岡に1つ作ったということだと思いますが、先ほど述べたような距離が遠いという意見が実際に挙がってきているということをお届けしておきたいと思います。もちろん複数の多様化学校を設置することが難しいことは分かっています。

(望月 委員長)

今後、学びの多様化学校が2・3校と増えていく可能性もあるのではないかと思います。

(中村 委員)

葵区・駿河区・清水区と各区に学びの多様化学校が設置されるのが望ましいのではないかと思います。清水区から葵区に毎日通うことは大変だと思いました。

(望月 委員長)

今回、新通小学校に学びの多様化学校が設置されるということで、JRの静岡駅、静岡鉄道の新静岡駅から歩いて通える距離ではあると思うので、通いやすい場所にあるのではないかと思います。

しかし公立小中学校で県内初の学びの多様化学校を設置することは誇らしいことだと思います。学びの多様化学校の入学希望数についてはどのくらいなのでしょう。

(事務局)

11月17日から12月5日まで学びの多様化学校の申請の受付を行いました。今現在、新中学校1年生が31名、新中学校2年生が7名、新中学校3年生が14名の合計52名の申請を受けております。申請者については面談等を重ねて決定していく予定です。

(井関 委員)

すみません。1学年1学級のみということでしょうか。

(事務局)

はい。1学年1学級の1クラス16名になります。1・2・3年生合わせて48名になります。

(望月 委員長)

学年によって、希望にばらつきがあるのですね。他の学年に対して1年生が多いんですね。

(事務局)

ちょうど小学6年生から中学進学に向けて進路を考える時期でもあるため、多くなっていると思います。

(中村 委員)

清水区からは何人申請しているのでしょうか。

(事務局)

52人中10名ほどになります。

(望月 委員長)

申請がたくさん出ていることが分かります。市民サービスの観点からも非常に意義がある取り組みだと思います。

通学時間については規制等を設けているのでしょうか。

(事務局)

1時間目が始まるのが9時半ごろを予定しており、通常の学校よりも遅い開始になるので、遠方からでも通学しやすい時間帯になっております。

(望月 委員長)

では、保護者や生徒が通えるということであればよいということですね。ありがとう

ございます。

(井関 委員)

遠距離通学補助金事業の中で、学びの多様化学校に通う子どもにも補助が出るのでしょうか。

(事務局)

学びの多様化学校の生徒についても自宅から学校まで4 km以上通学距離がある場合は補助をしたいと、児童生徒支援課では考えています。

(井関 委員)

ありがとうございます。

(望月 委員長)

不登校等で悩んでいる子どもが入学の対象になるかと思いますが、実際に入学後、学校に来なくなってしまうケースも考えられなくはないかと思いますが、何か対策等はあるのでしょうか。

(事務局)

はい。学びの多様化学校には入学の要件を3つ設けておりまして、1つは市内に住所があること、2つ目は来年度中学生であること、3つ目が一番大切で学校に行きたいという意思があることです。不登校で学校に行けていない子ども全員が対象ではなく、今の学校には行けないが、環境を変えて新しい学校であれば行きたいという子どもを対象にしています。面談では学校に行きたいという子どもを対象にしています。

(望月 委員長)

ありがとうございます。学校に行きたいという意思を持つ子どもを対象にしているということですね。

他の方はどうでしょうか。

(望月 委員)

従来、不登校の子どもたちが相談所のようなところを頼りにして卒業していくという制度があったような気がしましたが、そのような場所と学びの多様化学校の兼ね合いはどうなっていくのでしょうか。そのような制度が無いのなら申し訳ないです。そのような制度が現在あるのであれば教えていただきたいです。

(井関 委員)

適応指導教室というものがあります。

(杉原 委員)

葵区はふれあい教室、清水区にははばたく教室があります。この教室に行くことで、教室から学校へ何日出席しましたという連絡がきて、それが出席日数になります。

(事務局)

学びの多様化のカリキュラムは通常の中学校と同じ内容を行いますが、特別な授業を組みます。通常の学校よりも2割ほど少ない時間数で子どもに合わせて教育をしています。

(望月 委員)

ありがとうございます。

(望月 委員長)

学びの多様化学校について、荒委員はいかがでしょうか。

(荒 委員)

すごく良い学校ができたなと思います。これだけ細やかに考えられていて、子どもたちが楽しんで学校に通えればと思います。

(望月 委員長)

現在不登校の子どもは増えていて、静岡市だけでなく静岡県自体が多い現状です。このような課題に対して、積極的に対応する取り組みはありがたいことだと思います。

(荒 委員)

これからはこのような取組がどんどん広がっていくのではないかと思います。子どもたちが楽しみながら通える学校を作っていただければ嬉しいなと思います。

(石田 委員)

学びの多様化学校は、子どもの数によって設置されるのでしょうか。各区の割合なども関係するのでしょうか。

(事務局)

学びの多様化学校は、他の政令指定都市との状況を見ながら、まずは目が届きやすい小規模の人数でと考えています。

(石田 委員)

定員の52名については、駿河区からも来るのでしょうか。

(事務局)

はい。各区から来る予定です。

(石田 委員)

通学距離的にも大変かとは思いますが、不登校の生徒は今多いものですから、こういった学校をやっていただけることは大変ありがたいことです。よろしくお願いします。

(望月 委員長)

ありがとうございます。他にご意見ある方はいますでしょうか。

それではご質問・ご意見が出尽くしたようです。ここで「答申案」について、お諮りしてよいでしょうか。

(委員)

はい。

(望月 委員長)

ありがとうございます。それでは事務局より答申案の配布をお願いします。

(事務局)

それでは答申案を配布させていただきます。

答申案につきまして、説明させていただきます。答申案は、審議資料と同様の内容となっています。

内容としましては、静岡市立小学校及び中学校通学区域審議会委員長望月俊昭は、静岡市教育委員会様に、令和7年12月19日付け、07静教教児第2348号による諮問について慎重に審議した結果、本審議会は下記の通り答申する。

1としまして、知的障害特別支援学級の、新設に伴う通学区域の変更について、次のように変更することが適当と認める。

(1) 静岡市立三保第一小学校に新設し、静岡市立三保第一小学校及び、静岡市立三保第二小学校の区域を変更する。

2としまして、自閉症・情緒障害特別支援学級の、新設に伴う通学区域の変更について、次のように変更することが適当と認める。

(1) 静岡市立番町小学校に新設し、静岡市立番町小学校及び、静岡市立新通小学校の通学区域を変更する。

(2) 静岡市立安西小学校に新設し、静岡市立安西小学校及び、静岡市立井宮小学校の通学区域を変更する。

(3) 静岡市立服織西小学校に新設し、静岡市立服織小学校及び、静岡市立服織西小学校の通学区域を変更する。

(4) 静岡市立清水袖師小学校に新設し、静岡市立清水辻小学校及び、静岡市立清水袖師小学校の通学区域を変更する。

(5) 静岡市立清水小学校に新設し、静岡市立清水小学校及び、静岡市立清水不二見小学校の通学区域を変更する。

3としまして、学びの多様化学校の新設に伴う通学区域の設定について、次のように変更することが適当と認める。

(1) 静岡市立末広中学校に新設し、市内全域を静岡市立末広中学校の通学区域として設定する。

4の配慮措置につきまして、今回新設される特別支援学級の通学区域に居住する者で、既設の特別支援学級に在学中の者については、現在在学している学校に引き続き在学するか、新たに指定になった学校に転校するか、保護者に対し指定学校変更による就学校確認書の提出を求め、希望する学校に就学できるよう配慮する。

5の施行日につきまして、令和8年4月1日でございます。

答申案の内容につきましては、以上でございます。

(望月 委員長)

ありがとうございます。答申案が示されましたが、審議した内容と間違いありません。これでよろしいでしょうか。

(委員)

はい。

(望月 委員長)

ありがとうございます。それでは後日、答申案を教育委員会に提出させていただきます。

皆さまのご協力により、今回もスムーズに審議が行われました。貴重なご意見をありがとうございました。それでは本日の審議会を閉会いたします。

【閉会】

会議録署名人

望月俊昭

森 壽子
